龍谷大学「未ゼミ生問題」関連
「大学自治」のあり方を問う李洙任裁判

# 第 14 回口頭弁論と公開シンポジウム

## 第 14 回口頭弁論　原告証人尋問

2022 年 8 月 22 日（月）13 時半から 16 時ごろ

京都地裁第 101 号法廷

## ◆第２回　公開シンポジウム◆

### 大学と自治の「再生」に向けた大学人の課題
### ―相次ぐ権利侵害から何を学び、どう行動するか―

主催　　学生が考える「大学教育」実行委員会

協力：大学生の学ぶ権利（学習権）を考える龍谷大学有志の会＜教員有志＞
龍谷大学細川研究室
◆問い合わせ先：ru.university.education@gmail.com

2022 年 8 月 22 日（月）　16 時 15 分から 18 時半まで

京都弁護士会館（京都地裁東隣）地下大ホールにて

【講演 1】　学習権と教育権の剥奪―李洙任裁判と共有するもの―

落合正行氏(追手門学院大学元学長・不当解雇事件原告)

【講演 2】　司法はどこまで教学問題に踏み込めるか

李裁判弁護団より

## ＜本裁判の概要＞

2017年6月16日、龍谷大学経営学部の学生たちは「専攻演習」（ゼミ）の数の少なさ、多様性のなさ等のために多くの学生が希望するゼミを履修できないという事態に、「演習（ゼミナール）数の大幅増加、及び学生の要望に応じた多様性への対応」という基本要望のほか、「経営学部所属教員による可能な限り多くのゼミの開設」「多様性確保の一環として、女性教員が担当するゼミの増加」等の個別要望をまとめ、327名の学生署名を添えて、学長、経営学部長、経営学部教授会構成員に対して要望書を提出しました。

しかし、この要求に対して、学長、学部長や教授会構成員は、その一部を除き、真摯に向き合うことはなく、学生が要求した学長面談は実現せず、学部長は学生が求めた回答をしませんでした。

この「未ゼミ問題」の状況下で、その改善に具体的に応えるために、2016年6月以降、経営学部教授（当時）の李洙任さんは専攻演習担当の「申請書」を学部長に四度も提出しました。しかしその都度、屋上屋を架する「排除の論理」で、学部執行部は李さんの要望をしりぞけ、演習を担当させませんでした。

これについて李さんは大学内のハラスメント委員会に訴えましたが、申し立ては却下されました。部局長会（常任理事会）の下に置かれている監査委員会においても同様な結論になりました。

事態が全く改善されない中、学内での解決の道を閉ざされた李さんは、2019年1月11日、京都地方裁判所に提訴しました。被告は、学校法人龍谷大学理事長、経営学部長2名（2015～16年度学部長を含む）、教務主任です。この提訴は、大学運営の根幹である教授会運営のあり方、特にその民主的・合理的な審議・手続のあり方を問うものです。

裁判は2019年3月に第1回口頭弁論が開かれ、8月22日に予定される次回で14回を数えます。

## ＜李洙任先生からの呼びかけ＞

裁判は、裁判官の職権で和解協議が行われましたが不調に終わり、また元に戻って進行されています。原告側から申請しました4人の証人はすべて却下され、原告（李）本人に対する尋問のみとなりました。被告側からの証人申請はありませんでした。また原告側から被告を証人として申請することをあえてしませんでした。同時に、大法廷で証人調べが行われるということは、原告の訴えを支持する人間が多いということを示す機会になり得ると思いますし、そのことは重要なことと認識しています。本裁判は学生たちにとっては「学習権の問題」であり、教員にとっては「教育権の問題」です。できましたら当日、お時間が許すようでしたら、京都地裁に傍聴にお越しいただけないでしょうか。

裁判後に京都弁護士会館にてシンポジウムが開催されます。ぜひともご参加ください。

## ＜第2回公開シンポジウム　開催趣旨＞

2017年6月、「未ゼミ問題」に対して経営学部学生が学生署名（327名）を添えて「要望書」を提出しました。このことは学生の学ぶ権利（学習権）をあらためて考える機会になりました。また、「多くのゼミの開設」・「多様性の確保」等の要望は、今の「大学教育」における学習内容を問うています。その後、2019年1月に経営学部の李洙任先生が京都地裁に提訴された裁判は、こうした学ぶ権利（学習権）と密接な関係にあります。私たち学生が日々学んでいる「大学教育」をどう考えればよいのでしょうか。

第2回のシンポジウムでは、「大学自治の崩壊と学生たちの学習権、教員の教育権の剥奪」の現実と「司法は教学の問題にどこまで踏み込めるか」を考えたいと思います。多数の皆さんの参加をお願いいたします。

**【講演者】　落合正行氏　（追手門学院大学元学長・不当解雇事件原告）**

落合先生はもうひとりの教員とともに、2011 年に同大学のチアリーディング部の女性コーチが部顧問の男性からセクハラを受けたと訴えた裁判を支援。大学側は、落合先生らが同コーチをそそのかして提訴させ、記者会見を画策して大学の名誉を毀損（きそん）したとして2015年10月、突然、懲戒解雇しました。お二人は、解雇は大学側の意に沿わない原告らを不当に排除するものだとして、同年12月に提訴しました。一審の大阪地裁判決は、原告側の完全勝訴でした。大学側は即日控訴しましたが、二審の大阪高裁は、懲戒解雇を無効とした一審判決と、大阪高裁独自の見解に基づき、和解勧告を出しました。弁護団は、今回の和解を全面勝利和解と評価しています。落合先生らは「慎重で妥当な判断ができることこそ大学の使命であること」を信じ、本裁判を介してその信念を訴え続けられました。